

オープンデータ基本指針の概要（改正案）

（令和6年X月XX日デジタル社会推進会議幹事会決定）

平成28年12月14日に公布・施行された「官民データ活用推進基本法」において、国、地方公共団体、事業者が保有する官民データの容易な利用等について規定された。本文書は、これまでの取組を踏まえ、オープンデータ・バイ・デザイン^(注1)の考えに基づき、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本方針をまとめたものである。

1. オープンデータの意義

- (1) 国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化
- (2) 行政の高度化・効率化
- (3) 透明性・信頼の向上

2. オープンデータの定義

- (1) 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
- (2) 機械判読に適したもの
- (3) 無償で利用できるもの

3. オープンデータに関する基本的ルール

- (1) 公開するデータの範囲・・・各府省庁が保有するデータは、原則オープンデータとして公開。公開することが適当でない公共データは、公開できない理由を原則開示するとともに、限定的な関係者間での共有を図る「限定公開」といった手法も積極的に活用する。
- (2) 公開データの二次利用に関するルール・・・各府省庁は原則、公共データ利用規約（仮称）を適用する。地方公共団体での適用も推奨する。
- (3) 公開環境・・・「各府省庁にしか提供できないデータ」、「様々な分野での基礎資料となり得る信頼性の高いデータ」、または「リアルタイム性を有するデータ」等の有用なデータについては社会的ニーズが高いと想定されるため、積極的な公開を図る。
- (4) 公開データの形式等・・・構造化しやすいデータは機械判読に適した構造及びデータ形式^(注2)で掲載することを原則とし、データの内容についても品質評価に係る指標等を参考に、より活用がしやすい形態での公開に努める。また、構造化が困難なデータを含む全ての公開データは検索やAPI利用が容易になるよう、標準的なメタ情報を付加するとともに、データカタログサイトの利用等、メタ情報公開に向けた環境の整備に努める。その際、DX等に取り組む中での業務見直し等により極力手作業を発生させず、スムーズに公開データを作成できるようにすることが望ましい。

4. オープンデータの公開・活用を促す仕組み

- (1) オープンデータ・バイ・デザインの推進・・・行政手続き及び情報システムの企画・設計段階から必要な措置を講じる。
- (2) 利用者ニーズの反映・・・利用者ニーズを把握の上、ニーズに即した形で公開する。

5. 推進体制

- (1) 相談窓口の設置・・・総合的な相談窓口（デジタル庁）・相談窓口（各府省庁）を設置する。
- (2) 推進体制・・・デジタル庁は、政府全体のオープンデータに関する企画立案・総合調整、各施策のレビュー、フォローアップ等を実施する。

6. 地方公共団体、独法、事業者における取組

- (1) 地方公共団体・・・官民データ法の趣旨及び本基本指針を踏まえて推進する。
- (2) 独立行政法人・・・国費によって運営されていること又は実施している事業や研究があることに鑑み、基本指針に準拠して取組を推進することが望ましい。
- (3) 公益事業分野の事業者・・・その公益性に鑑み、本基本指針及び利用者ニーズを踏まえて推進することが望ましい。

（注1）公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと。（注2）CSV、XML、JSON、RDF、Markdown等。

オープンデータ基本指針の改正概要（改正案）

（令和6年X月XX日デジタル社会推進会議幹事会決定）

- 「オープンデータ基本指針」※1については、官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）を踏まえ、オープンデータ・バイ・デザインの考えに基づき、国・地方公共団体・事業者が公共データの公開及び活用に取り組む上での基本方針を定めたもの。
※1 平成29年5月30日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定
- 令和3年の改正以降、社会情勢や技術動向等の変化を踏まえ、また、生成AIなど機械処理による活用も見据え、行政保有データの検索性向上及び利用促進をさらに図る上で、オープンデータ基本指針及び政府標準利用規約を改正する。

基本指針改正のポイント

- **オープンデータの機械可読性及び検索性の向上について規定を追加**
 - ・ コンピュータでの処理に適した機械可読なファイル形式を更新、例示
 - ・ 行政保有データの検索性向上の観点から、標準的なメタ情報の付与を推奨
※指針における見直しの箇所：3. オープンデータに関する基本的ルール（4）公開データの形式等
- **オープンデータ基本指針に関連する文書の見直し**
 - ・ 地方公共団体向けに作成されていた「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」の趣旨を本基本指針に反映することによって類似文書を整理し一本化
 - ・ ウェブサイトで公開している情報を個別の許諾なく二次利用できる「政府標準利用規約」を改正して地方公共団体にも適用推奨

政府標準利用規約改正のポイント

- 従来のひな形方式（ひな形を各府省が書き換えて利用）から参照方式（共通部分は書き換えずにそのまま参照し、各機関の独自部分だけを記述）に変更し、データの利用者から見て、規約を適用しているウェブサイトの共通ルールと機関ごとのルールの違いを分かりやすく改善
- 地方公共団体でも利用可能なことを規約内に明示するとともに、名称を「政府標準利用規約」から「公共データ利用規約（仮称）」に改名して適用対象を分かりやすく改善